

## 第4章 測 量

### 第1条 測量の基準

測量の基準は国土交通省の定める公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

### 第2条 業務の実施

測量業務は、国土交通省及び本市に定める公共測量作業規程により実施するものとする。

業務にあたっては、国又は本市の測量標を用いるものとし、事前に測量法等の関係法令に規定されている諸手続きを行うこと。

### 第3条 業務内容

#### (1) マンホール及び立坑位置の選定

管路施設（管渠、マンホール等）及び立坑の占用位置等を決定するため、マンホール位置及び立坑位置の仮選点及び本選点作業を行わなければならない。なお、設計に必要なマンホール位置、立坑位置の測定、マンホール間に1断面の横断測量等の補足的な測量業務を行うこと。

#### (2) 試験掘調査の立会確認

試験掘調査は別途行うが、受注者はその調査に先立ち、必要な資料の作成を行うとともに試験掘調査時においては立会い、地下埋設物の種類・位置・深さ・構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

#### (3) 仮ベンチマークの設置

最寄の測量標より水準測定を行い、仮ベンチマーク2箇所以上（工事起終点又は中間点）を設定しなければならない。

（1/500又は1/300平面図に位置及び高さを記入し、拡大図を作成するとともに、現地写真および野帳を提出しなければならない。）

#### (4) 水準測量

設定した測点毎に水準測量を行い、誤差は $10\sqrt{S}$ mm以内とする。（ $S$ kmは水準線距離、野帳提出のこと。）

原則として神戸市基準面（KOP）を使用し、測量標の位置、数値は施設平面図、平面図及び縦断図に記入する。なお、最寄の測量標から求められた数値と下水道台帳の数値が整合しない場合は、本市監督員と協議を行うものとする。

#### (5) 横断測量

石積・擁壁・水路・家屋等の位置・高さ・巾が図化できるよう入念に行わなければならない。横断面図は、原則として各マンホール間に1箇所作成すること。

#### (6) 中心線測量

雨水管渠の設計、汚水管渠の設計においては、シールド、推進工法を採用する場合又は扇形人孔の築造が必要な場合、必ず中心線測量を行わなければならない。

#### (7) 平面測量

既存の平面図（1/500）がない場合、本市の指示する巾で平面測量を行わなければならない。

地形測量は、トラバース測量を行い、精度は1/5,000以上とする。

家屋は道路両側一戸を記入する。表示方式はすべて国土地理院の様式による。構造の種類別、平屋、又は2階等の区別、及び居住者名を記入すること。人孔位置、B C、E C点等は現地に鉄釘を打ち、ペンキで明確にしておくこと。

### 第4条 測量報告書の作成

測量成果のとりまとめについては、第2章 第8節に準じて行うものとする。